

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、みなさんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取組を行っています。

『ねんきんネット』をご利用いただくと、ご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録をもとに試算をすることができます。ぜひ、この機会にご利用ください。『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、年金事務所にお問い合わせください。

☎千葉年金事務所 ☎043-242-6320

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには日本年金機構(年金事務所)での手続きが必要です。

対象者

- ・ 老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たす方
 - ①65歳以上であること
 - ②世帯員全員が市町村民税が非課税であること
 - ③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること
- ・ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円以下であること

請求手続き

新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方には、日本年金機構から通知が送付されていますので、同封の年金生活者支援給付金請求書を提出してください。令和4年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和3年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金を受給しはじめる方

- ・ 年金の請求手続きと併せて年金事務所または住民課国保年金班で請求手続きをしてください。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

住民課国保年金班 ☎84-1214

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法と地方税法で、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和3年中に納められた過去の年度分の保険料や追納された保険料も含めた全額が控除の対象となります。なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、日本年金機構から発送される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を年末調整や確定申告の際に、添付してください。

発送時期	対象者
令和3年11月上旬	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6630-2525